

佐久バルーンフェスティバル2023 大会会場出店規定

本出店規定は、佐久バルーンフェスティバル2023イベント会場への出店に対する資格、申請方法、厳守事項等について、佐久バルーンフェスティバル組織委員会が定めるものです。

1 出店資格

(1) 本大会に出店できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

ア 佐久バルーンフェスティバル2023の開催趣旨に賛同し、佐久市観光協会、佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会、佐久市内商店会の何れかに加入している者のほか、主催者が適当と認めた者

イ 法律・条例のほか、本規定に違反していない者または主催者の審査で不適当と判断された者でない者

(2) 前項の規定に関わらず、主催者の意向により出店を依頼された者は、出店資格を有する者としてします。

2 出店期間

出店期間は、令和5年5月3日（水・祝）から5日（金・祝）としてします。

3 出店時間

出店時間は下記の時間帯とし、出店時間内は必ず開店していることとしてします。

5月3日（水・祝） 午前7時から午後5時まで

5月4日（木・祝） 午前7時から午後7時30分まで

5月5日（金・祝） 午前7時から午後1時まで

4 出店場所

千曲川スポーツ交流広場（第1グラウンド内）

5 出店スペース

(1) 出店スペースは、1事業者につき主催者が用意するテント1張り分（幅5.4m×奥行き3.6m）を1区画と定め、この区画をはみ出しての商品陳列及び販売等は認めません。

(2) 予定区画数は、概ね20区画程度を予定しています。ただし、出店応募数や出店形態による会場レイアウト等の都合により、主催者の判断で予定区画数を変更する場合があります。

6 出店負担額

(1) 出店を認められた者は、1区画 5万円の出店料を負担するものとしてします。

(2) 移動販売車両・コンテナ等の利用により、主催者側が用意するテントを使用しない場合も同額を負担するものとしてします。

(3) 負担金納入後に本規定に反して出店取り止めとなった場合は、出店負担金の返金は致しま

せん。

7 出店申請

- (1) 所定の「出店申込書」「誓約書」に必要添付書類を添えて、令和5年2月22日（水）までに主催者に提出するものとします。
- (2) 出店申請は1事業者につき1区画のみとし、予定区画を上回る出店申請があった場合は、申請者の中から抽選にて出店者を決定します。ただし、主催者の依頼により出店資格を有する者については、抽選の対象とせずに出店できるものとします。

8 出店契約

出店申込書等を主催者が受理し、主催者による審査・出店抽選・出店料の主催者指定口座への振込を持って出店契約が成立したものとします。

9 出店区画（場所）の決定

- (1) イベント会場内における出店区画（場所）は、出店契約が成立した者を対象として開催する出店者会議において、主催者が定める抽選方法で決定します。ただし、主催者が用意するテントまたは移動販売車両以外のコンテナ等利用者や、主催者の依頼により出店資格を有する者に対しては、テント等設営の都合上、主催者側で出店区画（場所）を指定します。
- (2) 区画決定後の出店者同士での出店区画（場所）の交換は禁止とします。

10 変更・取消

- (1) 主催者により出店内容が本催事の趣旨に沿わないと判断された場合、出店契約の成立後であっても出店を取り止めていただくことがあります。
- (2) 令和5年3月17日（金）以降、出店者による「出店取下申請」はできません。

11 権利譲渡

出店者の権利譲渡は、これを禁止します。

出店資格を有する者（店舗）から名義を借り、別の者（店舗）が出店することは一切禁止します。

12 販売内容

- (1) 食品を販売する場合は、保健福祉事務所が定める「祭礼催事における食品営業について」の内容を遵守するとともに、保健所長の発行する「食品営業許可証（食品営業許可指令書）」により許可された品目以外の販売は認めません。
- (2) 食品・酒類の販売等にかかる保健所・税務署等の許可申請は出店者自らの責任において行うものとし、これに反して出店の取消しがあった場合についても主催者は一切の責任を負いません。
- (3) 射幸心をあおるもの（くじ引き、射的、輪投げ等）の出店は禁止とします。

1 3 出店管理

- (1) 出店区画における物品等管理は出店者が行うものとし、盗難等発生責任は主催者として負いません。
- (2) 出店に伴い発生したゴミ（販売したものも含む）は、必ず出店者の責任において各自持ち帰り処分をして下さい。主催者によるゴミの回収は行いません。
- (3) 出店区画前には、販売物の内容に関わらず別に定めるゴミ箱を設置することとし、設置が認められない出店者については出店許可を取り止めとします。
- (4) 出店者は、テント等の前に店名等を大きくわかりやすく表示してください。
- (5) 火気を取り扱う出店者は、出店区画内に必ず消火器を準備・設置してください。
- (6) 環境へ配慮したイベントとするため、食べ物の容器等はできる限り環境負荷の低いもの（エコマーク、グリーンマーク等）を優先して使用し、プラスチックごみ削減に努めてください。

1 4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) マスクの着用、検温の実施、アルコール消毒液の設置等、基本的な感染予防対策に努めてください。
- (2) 店舗前において待機列が生じる場合は、ソーシャルディスタンスの確保に努めてください。
- (3) 長野県の「新型コロナウイルス対策推進宣言」制度への取り組みにご協力をお願いします。
- (4) 決められたスペース以外での飲食を禁止します。

1 5 開催中止

天候や新型コロナウイルス感染拡大等の状況により本催事が中止となった場合、中止による損害の責任は主催者では負いません。

1 6 肖像権

本催事における肖像権は全て主催者にあるものとします。

1 7 免責

出店者に起因する損害、クレーム、食中毒等の損害賠償は、出店者側にて対応及び補償するものとし、主催者は一切責任を負いません。

1 8 規定外事項

- (1) 本規定に定めなき事項が発生した場合は、主催者が対応決定できるものとし、出店者に速やかにこれを通知し、出店者はその指示対策に従うものとします。
- (2) 本規定の細部に係る事項は、別途「佐久バルーンフェスティバル2023 大会会場出店規定特記事項」に定め、これを本規定同様に遵守しなければなりません。

1 9 その他

- (1) 本催事において過去に問題のあった者等の出店を禁止します。
- (2) 主催者の再三の注意にも関わらず、出店規定を遵守できない場合は、次年度以降の出店を一切認めません。

佐久バルーンフェスティバル2023 大会会場出店規定 特記事項

本特記事項は、佐久バルーンフェスティバル2023大会会場出店規定の細部として、イベント会場への出店に対する資格・申請方法・遵守事項等について、佐久バルーンフェスティバル組織委員会が定めるものです。

1 テント使用期間

主催者が用意するテント（横幕付）の使用期間は、5月2日（火）午後1時から5月5日（金・祝）午後2時までとします。

5月5日（金・祝）午後2時以降より撤収作業を開始しますので、それまでに区画内のゴミ拾いなども含め撤収をお願いします。

2 搬入・搬出時間

物品・機材等の搬入は全日とも午前5時15分から午前6時15分までに行うこととします。

物品・機材等の搬出は3日が午後5時から、4日が午後7時30分から、5日が午後1時～午後2時までとし、来場者等に配慮いただき搬出してください。ただし、主催者より上記に係る時間の変更があった場合は、それに従っていただきます。

また、搬入・搬出時間以外は会場内の安全確保のため、車両の乗り入れ及び通路の逆走を禁止します。

搬入・搬出時間	搬入時間	搬出時間
5月3日（水）	AM 5：15～AM 6：15	PM 5：00～
5月4日（木）	AM 5：15～AM 6：15	PM 7：30～
5月5日（金）	AM 5：15～AM 6：15	PM 1：00～PM 2：00

3 進入許可車両

イベント広場内への進入車両は、組織委員会が交付する指定の「許可証」を表示する車両1台のみとし、表示が無い車両はいかなる理由があっても進入を許可しません。

「許可証」は、サンバイザーの裏側など係員が明確に見えるよう貼付してください。

指定の「許可証」は、区画裏側に駐車できる「駐車許可証」、搬入・搬出時のみにイベント広場内への進入が許可される「通行・駐車許可証」を出店区画ごとに1枚ずつとし、4月中旬までに出店者へ郵送により交付します。

なお、進入車両は、出店区画裏側への駐車及び通行に支障が無い大きさの車両とします。

4 イベント広場内通行

イベント広場内の芝生箇所への車両等の乗り入れは原則禁止とします。

主催者が指定する区画が芝生部分である場合は、芝生を傷めないよう注意してください。

5 備品・装備等

出店に必要となるテーブル、イス、発電機、給排水設備、新型コロナウイルス感染防止対策用品等の備品類はすべて出店者で用意して下さい。

また、飲食を供する出店者にあっては、自ら出店する区画の前に、来場者が飲食できるテーブル、イス等の設置についてご協力をお願いします。

これに係るテーブル、イスは、出店区画前の状況に応じて来場者の通行の妨げにならないよう配慮いただくとともに、24席以内（6人掛けレジャーテーブル4つ程度）を目安として設置してください。なお、「信州版“新たな会食”のすゝめ」に基づいた「人と人との距離の確保」が適切にとれる配席となるよう心掛け、使用後のテーブルは適宜除菌を行うなど、基本的な感染予防対策の実施に努めてください。

6 表示物

出店者は、以下項目について明確な掲示及び表示をお願いします。

ただし、テントの天幕及び横幕へのテープ類による貼付けは一切禁止します。

- 出店許可証（店舗前のわかり易い場所に必ず掲示すること）
- 店舗名（テント、移動販売車両等の広場内側から見えるよう表示すること）
- 販売商品及び価格（店舗前のわかり易い場所へ来場者から見えるよう表示すること）

7 衛生・風紀

出店区画内及び周辺は、常に衛生的かつ清潔な状態を維持してください。

開催時期が5月初旬であり日中の気温上昇が考えられるため、食品管理には十分注意をお願いします。

出店者は来場者が不快と感じる言動・服装等に十分留意し、イベントイメージを損なわないようお願いします。

8 食券取扱い

主催者は、運営スタッフ等の関係者に対して500円分の食券を発行いたします。

食券は、主催者により後日清算いたしますので、取扱いにつきましてご了承ください。

利用済み食券の清算は、令和5年5月末日までに事務局へ申請してください。

9 その他留意事項

佐久パルーンフェスティバル2023では、イベントの賑わい創出等において必要と判断した場合は、主催者の意向により個別事業者等へ出店の依頼をするものとしております。

これに関する出品内容としては、佐久のご当地グルメとして広く認知されている「安養寺ら〜めん」や、これに類する商品（ラーメン）を予定しており、これらを取り扱う店舗及び団体等に、主催者が参加を依頼する場合があります。

出店申請にあたっては、この点を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、会場内での飲食を制限し、露店営業を禁止（テイクアウト等、持ち帰り商品のみの提供可）するなど、主催者の判断によって出店内容の一部規制を行う場合がありますので、予めご了承の上、出店申請をお願いします。